

運航基準

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

（旅客船用）

平成18年12月1日

令和4年10月1日

令和5年2月1日

令和8年2月2日

本島汽船株式会社

運航基準

目次

第 1 章 目的	1
第 1 条 目的	1
第 2 章 運航の中止	1
第 2 条 発航の中止	1
第 3 条 基準航行の中止	1
第 4 条 入港の中止	2
第 3 章 船舶の航行	3
第 5 条 航海当直配置表	3
第 6 条 運航基準図	3
第 7 条 基準経路	3
第 8 条 速力基準等	4
第 9 条 特定航法	4
第 10 条 通常連絡等	5
第 11 条 連絡方法	5
第 12 条 避泊地の選定等	5
第 13 条 入港連絡等	5

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき、本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）の運航船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

<旅客船>

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
本島港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
里浦港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
丸亀港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
本島～里浦～丸亀海域上	洋上13m/s以上	洋上1.3m以上	500m以下

2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の10分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

<旅客船>

港・地点名	情報の入手元（フェリー・港店）		
	風速	波高	視程
本島港	港内10m/s以内	港内1.0m以内	500m以上
里浦港	港内10m/s以内	港内1.0m以内	500m以上
丸亀港	港内10m/s以内	港内1.0m以内	500m以上
本島～里浦～丸亀海域上	洋上13m/s以内	洋上1.3m以内	500m以上

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合及び自社が加盟する地域旅客船安全協議会（三九会）の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

<旅客船>

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
本島～里浦～丸亀海域上	洋上13m/s以上	洋上1.5m以上	500m以下

- 2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

<旅客船>

港・地点名	情報の入手元（フェリー・港店）		
	風速	波高	視程
本島～里浦～丸亀海域上	洋上10m/s以上	洋上1.0m以上	500m以下

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会（三九会）の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。

- 5 船長及び運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けること。

データ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けること。

(1) 備讃瀬戸 (丸亀広島北方沖合)

(2) 備讃瀬戸 丸亀港

- 6 船長は、避泊後、直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、運航管理者に報告すること。また、その後1時間毎に、その状況の変化を確認し、運航管理者に報告すること。

(入港中止条件等)

第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

旅客船

港名	風速	波高	視程
本島港・里浦港・丸亀港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下

- 2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻10分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

<旅客船>

港・地点名	情報の入手元（フェリー・港店）		
	風速	波高	視程
本島港・里浦港・丸亀港	港内10m/s以下	港内1.0m以下	500m以上

- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会（三九会）の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。

（運航の可否判断の手順図）

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

（運航の可否判断等の記録）

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速・航程及び波高情報を含む。）、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌、陸上施設検査簿、発航前の検査簿、に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時（航海日毎等）まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- ①（狭視界）出入港配置
- ②通常航海当直配置
- ③狭視界航海当直配置
- ④荒天航海当直配置

（運航基準図等）

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者（運航管理補助者）と連絡を取るべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

名 称	使用基準
常用基準経路	周 年

3 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議出来ないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該航路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は次表のとおりとし必要場所に掲示する。

<旅客船>

速力区分		速 力	毎分機関回転数
港 内	微 速	6.1ノット	650 r p m
	低 速	11.5ノット	1246 r p m
	半 速	17.0ノット	1572 r p m
	全 速	25.0ノット	2071 r p m
航海速力		21.0ノット	1819 r p m

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次にかかげる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮

しなければならない。

(1) 本島～丸亀航路海域中

常用基準航路の備讃瀬戸南航路・備讃瀬戸北航路、横断時

(特定航法)

第10条 船長は、海上衝突予防法・港則法・海上交通安全法等の法規を遵守するとともに、各港における特定航法港長公示事項・業者間協定を守らなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準航路上の（1）の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社の運航管理者あて次の（2）の事項を連絡しなければならない。ただし、異常のない場合は通常連絡を省略することが出来る。

（1）各航路の中間地点

（2）連絡事項

①通過地点名

②通過時刻

③天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④その他入港予定期刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者の連絡は次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
①通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	携帯電話（ドコモ）
②緊急の場合	本社	携帯電話（ドコモ）

(入港連絡等)

第13条 船長は、入港10分前になったときは運航管理者（運航管理補助者）に次の事項を引き続き連絡するものとする。

（1）入港予定期刻

（2）運航管理者（運航管理補助者）の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者（運航管理補助者）は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

（1）着岸岸壁の指定

（2）着岸岸壁の使用船舶の有無

（3）着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

（4）岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

（5）その他操船上の参考となる事項。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸前に附近の安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に気象状況（予報）、措置及び協議内容を記録するものとする。

この記録は1年間保存するものとする。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録し、1年間保存するものとする。

-運航基準別添え1-

(新)

運航基準別添 1

第 5 条 関 係 航海当直配置等に基づく配置表

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

使用船舶 にじまる

①出入港配置

本島港出入港配置

船 橋	船 長
船首甲板	甲板員

里浦港出入港配置

船 橋	船 長
船首甲板	甲板員

丸亀港出入港配置

船 橋	船 長
船首甲板	甲板員

②狭視界出入港配置

本島港、里浦港及び丸亀港共①に同じ

③通常航海当直配置

船 橋 船長・甲板員

④狭視界航海当直配置

操 船	船 長
レーダー監視	船 長
見 張 り	甲板員

⑤荒天航海当直配置

④に同じ

⑥狭水道航行配置

④に同じ

(註)

1 季節による漁船の密集操業時にも本項を適用する。

以上

<別紙>

<旅客船>

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	本島汽船株式会社
航路名	本島～里浦～丸亀

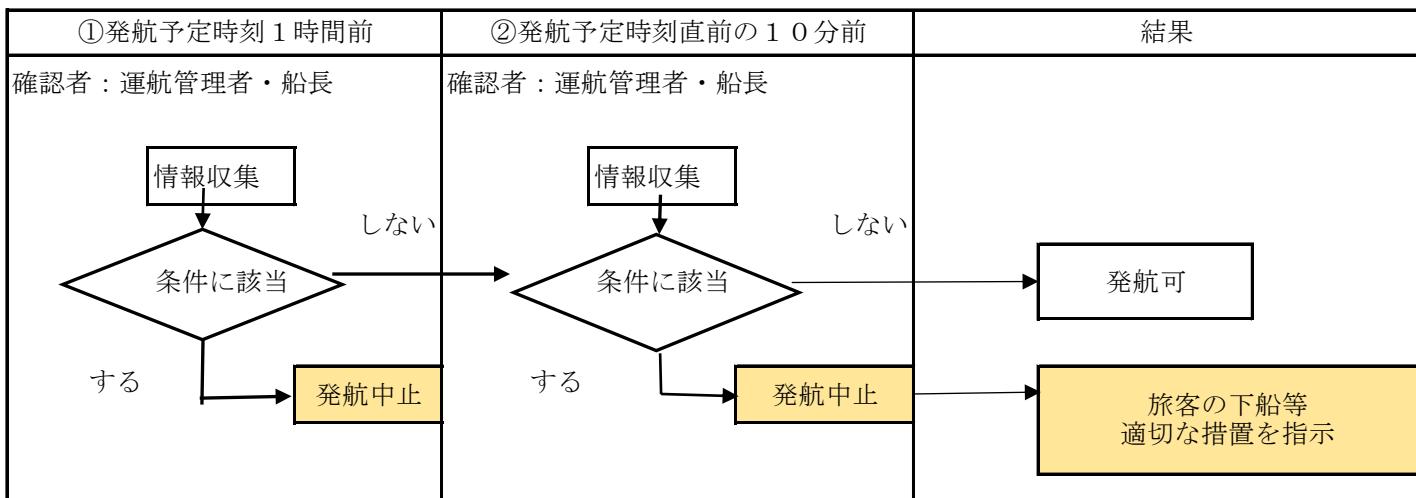
運航の可否判断の手順

1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

●発航中止条件（運航基準第2条）

港・地点名	風速 (客船・港店)	波高 (客船・港店)	視程 (客船・港店)
本島港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
里浦港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
丸亀港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
本島～里浦～丸亀海域上	洋上13m/s以上	洋上1.5m以上	500m以下

●手順

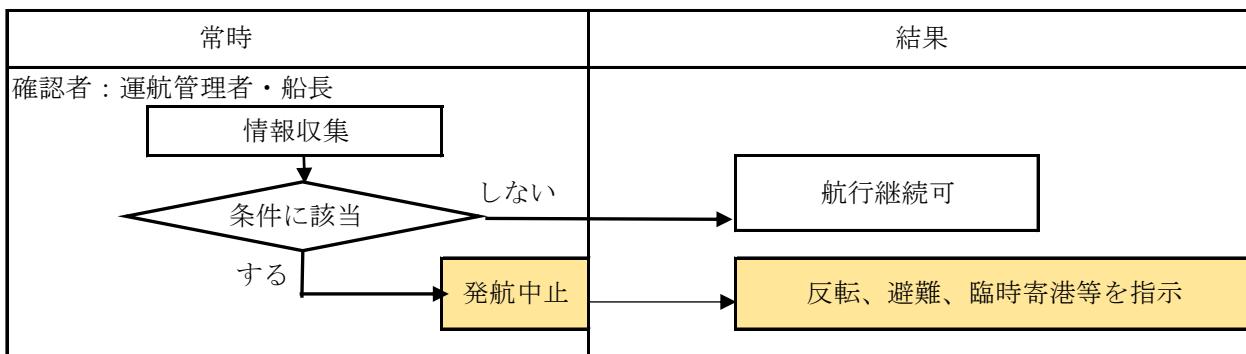


2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

●航行中止条件（運航基準第3条）

港・地点名	風速 (客船・港店)	波高 (客船・港店)
本島～里浦～丸亀海域上	洋上13m/s以上	洋上1.5m以上

●手順



3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

●入港中止条件（運航基準第4条）

港・地点名 (客船・港店)	風速 (客船・港店)	波高 (客船・港店)	視程 (客船・港店)
本島港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
里浦港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下
丸亀港	港内10m/s以上	港内1.0m以上	500m以下

●手順

